

# 公 告 書

公告 第 321 号  
令和 2 年 5 月 13 日

## 規約の一部変更について

令和 2 年 3 月 31 日から当健康保険組合の規約を以下のとおり変更する。

1. 第 4 条別表第 1 中、「サンデン・ビジネスエキスパート株式会社、群馬県伊勢崎市寿町 20 番地」の次に「サンデン・リテールシステム株式会社、群馬県伊勢崎市寿町 20 番地」を加える。
2. 第 9 条別表第 2 中第 1 区、「サンデン・ビジネスエキスパート株式会社（群馬地区）」の次に「サンデン・リテールシステム株式会社（群馬地区）」を加え、第 2 区、「サンデン・ビジネスエキスパート株式会社（群馬地区を除く）」の次に、「サンデン・リテールシステム株式会社（群馬地区を除く）」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、令和 2 年 3 月 31 日から適用する。

（議員に関する経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員であるものは、新選挙区から選出されたものとみなす。

サンデン健康保険組合  
理事長 橋本 善夫



## 新旧条文対照表

### 第4条 別表第1

変 更 後		変 更 前	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
サデンホールディングス株式会社 ジ・イー・イー・エムサデン労働組合 (中 略) サデン・アドバンステクノロジー株式会社 サデン・ビジネスパートナー株式会社 サデン・リテラシム株式会社	群馬県伊勢崎市寿町 20 番地 群馬県伊勢崎市寿町 20 番地 (中 略) 群馬県伊勢崎市寿町 20 番地 群馬県伊勢崎市寿町 20 番地 群馬県伊勢崎市寿町 20 番地	サデンホールディングス株式会社 ジ・イー・イー・エムサデン労働組合 (中 略) サデン・アドバンステクノロジー株式会社 サデン・ビジネスパートナー株式会社	群馬県伊勢崎市寿町 20 番地 群馬県伊勢崎市寿町 20 番地 (中 略) 群馬県伊勢崎市寿町 20 番地 群馬県伊勢崎市寿町 20 番地

### 第9条第2項 別表第2

変 更 後			変 更 前		
選挙区	選挙区の範囲	議員数	選挙区	選挙区の範囲	議員数
第1区	サデンホールディングス株式会社 (群馬地区) ジ・イー・イー・エム サデン労働組合 (中 略) サデン・アドバンステクノロジー株式会社 (群馬地区) サデン・ビジネスパートナー株式会社 (群馬地区) サデン・リテラシム株式会社 (群馬地区)	5人	第1区	サデンホールディングス株式会社 (群馬地区) ジ・イー・イー・エム サデン労働組合 (中 略) サデン・アドバンステクノロジー株式会社 (群馬地区) サデン・ビジネスパートナー株式会社 (群馬地区)	5人
第2区	サデンホールディングス株式会社 (群馬地区を除く) 株式会社エスピー・メンテナンス (中 略) サデン・アドバンステクノロジー株式会社 (群馬地区を除く) サデン・ビジネスパートナー株式会社 (群馬地区を除く) サデン・リテラシム株式会社 (群馬地区を除く)	2人	第2区	サデン株式会社 (群馬地区を除く) 株式会社エスピー・メンテナンス (中 略) サデン・アドバンステクノロジー株式会社 (群馬地区を除く) サデン・ビジネスパートナー株式会社 (群馬地区を除く)	2人